令和７年２月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和７年２月２１日（金曜日）

ＮＯＳＡＩ長野会館４階多目的研修室

午後２時05分　開会、開議

午後４時00分　閉議、閉会

出席議員（13名）

１番	金子ゆかり議員
２番	小泉俊博議員
４番	白鳥政徳議員
６番	日臺正博議員
７番	今井康善議員
８番	丸山正昭議員
９番	渋川芳三議員
10番	前田きみ子議員
11番	平林　明議員
12番	有坂辰六議員
14番	下出謙介議員
15番	渡辺正男議員
16番	上倉敏夫議員

欠席議員（２名）

３番	柳田清二議員
５番	下平喜隆議員

説明のために出席した者

広域連合長	花岡利夫
副広域連合長	羽田健一郎
事務局長	清水剛一
業務課長	塚原　淳
保健事業室長	平出邦夫
総務係長	田端　聖
財務係長	大塩弘嗣
資格保険料係長	樋口貴志
担当係長（保険料）	中村正輝
給付係長	小林幸子
担当係長（給付）	下里真倫

保健事業係長　　北原千奈美

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長　　柄澤貞久

議会事務局書記　　外谷　聡

議会事務局書記　　井出侑里

議事日程

○会期の決定

○会議録署名議員の指名

○諸般の報告

○一般質問

○議会第１号　長野県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

１件上程　　提案者説明

質疑、討論、採決

○議案第１号　長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

１件上程　　理事者説明

質疑、討論、採決

○議案第２号　長野県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例及び長野県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

１件上程　　理事者説明

質疑、討論、採決

○議案第３号　長野県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員に関する条例の一部を改正する条例

１件上程　　理事者説明

質疑、討論、採決

○議案第４号　長野県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議案第５号　長野県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

２件上程　　理事者説明

質疑、討論、採決

○議案第６号　令和７年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

１件上程　　理事者説明

質疑、討論、採決

○議案第７号　令和７年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

１件上程　　理事者説明

質疑、討論、採決

○議案第８号　令和６年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）
○議案第９号　令和６年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
２件上程　　理事者説明
質疑、討論、採決
会議に付した事件
議事日程記載事件のとおり

午後　２時０５分　開会

議長（下出謙介君）　定刻になりましたので、これより会議を開きます。
先ほどの全員協議会、その他の運営に対しまして感謝を申し上げるところでございます。
ただいまの出席議員は13名でございます。
会議の定足数に達しておりますので、これより令和７年２月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

◎　会期の決定

議長（下出謙介君）　それでは、これより本日の会議を開きます。
初めに、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期につきましては、本日１日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

◎　会議録署名議員の指名

議長（下出謙介君）　次に、会議録署名議員を指名申し上げます。
１番金子ゆかり議員、10番前田きみ子議員の２名を指名いたします。

◎　諸般の報告

○　現金出納検査結果及び定期監査結果

議長（下出謙介君）　ここで、諸般の報告をいたします。
本日、議場に配付しておりますとおり、監査委員において令和６年10月から12月までの各月の現金出納検査及び令和６年度定期監査が実施され、その結果について議長宛てに報告がありましたので、その写しを配付しております。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎　広域連合長あいさつ

議長（下出謙介君）　ここで、定例会招集に当たりまして、花岡連合長から挨拶があります。

連合長、お願いいたします。

広域連合長（花岡利夫君）　本日、２月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変御多忙の折にもかかわらず御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

初めに、マイナンバーカードと健康保険証を一体化させたマイナ保険証につきましては、皆様御承知のとおり、昨年12月２日にマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

長野県のマイナ保険証の利用率は、昨年７月までは１桁台にとどまっておりましたが、最近は徐々に利用率が増えており、11月には17％を超えております。マイナ保険証は、スマホに搭載できるようになるなど、さらに便利に使いやすいものとなるよう様々な機能改善が進められる予定と聞いており、今後ますます利用率が高まっていくものと考えております。

一方で、マイナ保険証をお持ちでない方については、現行の被保険者証は令和７年７月まで利用できるわけですが、その後はこれと同様に使用できる資格確認書により受診していただくことになります。いずれにいたしましても、被保険者の皆様が安心して医療機関を受診していただけるよう、市町村や関係機関等と連携し、制度の丁寧な説明や周知・広報に努めてまいります。

次に、高齢者の保健事業について申し上げます。今年度から開始された第３期データヘルス計画では、被保険者が自立して日常生活を送ることができる健康寿命の延伸を目的として掲げ、生活習慣病の早期発見・重症化予防、フレイル予防等を図るべく、健康診査事業等を実施しているところでございます。

そして、本計画を具現化するための中心的な事業であります、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、今年度から県下全市町村で実施することとなり、今後は好事例を横展開すること等により、取組の量の増加と質の向上を目指す段階へと進んでまいります。

引き続き市町村と協力しながら、第３期計画から標準化された評価指標等に基づいて健康・医療データの比較・分析を進め、効果的・効率的な保健事業の実施に取り組んでまいります。

本日、令和７年度予算案をはじめ計10議案を御審議いただきます。詳細につきましては、別途御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎　一般質問

議長（下出謙介君）　日程に従いまして、これから一般質問に入ります。

通告がありますので、順次質問を許します。

まず、15番渡辺正男議員。

１５番（渡辺正男君）　15番渡辺正男です。お時間いただきましたので、一般質問を行いた

いと思います。質問通告書に従ってお願いいたします。

主題は、誰もが安心して医療が受けられる制度の確立を目指してになります。

今回、大きい番号１番で（７）まで挙げてありますが、一旦、質問を全て読み上げさせていただいて、答弁をいただいた上で再質問させていただきたいと思います。

１．後期高齢者医療制度の現状分析と今後の動向は。

（１）医療費の動向と全国比較は。

（２）電子処方箋の導入率は。

（３）電子カルテ情報共有サービスの動向は。

（４）高額療養費負担上限の見直しは。

（５）２割以上負担判断基準の見直しは。

（６）子ども・子育て支援金の動向は。

（７）医師偏在の現状と対策は。

以上です。

議長（下出謙介君）　清水事務局長。

事務局長（清水剛一君）　後期高齢者医療制度の現状分析と今後の動向はに関する質問にお答えをいたします。

（１）医療費の動向と全国比較はについてですが、全員協議会報告事項の資料４でも御説明を申し上げましたが、長野県の総医療費及び１人当たり医療費は毎年増加傾向にございます。

まず、全国の医療費の状況について申し上げますが、令和７年１月に国保中央会が公表いたしました後期高齢者医療費速報によりますと、令和６年度上半期の総医療費は約９兆5,610億円、前年同期比3.8％増となっております。また、この間の１人当たり医療費でございますが、47万9,002円で、前年同期比は0.4％の増ということになってございます。被保険者数につきましては、令和６年９月末で2,009万人となってございまして、前年同月比3.3％の増でございます。

次に、長野県の状況でございますが、令和６年度上半期の総医療費は約1,640億円、前年同期比3.4％の増となっております。また、この間の１人当たり医療費は42万9,038円で、前年同期比0.7％の増となっております。被保険者数につきましては、令和６年９月末で38万4,220人となっておりまして、前年同月比2.7％の増となってございます。

このように、長野県の総医療費、１人当たり医療費、被保険者数、いずれも全国の動向と同じような傾向を見ている状況でございます。１人当たり医療費については、前年と比べて伸び率が低下していますが、被保険者数は、引き続き団塊の世代が75歳を迎えていることから、前年同様の伸びとなっております。併せて総医療費も伸びてございます。

いずれにいたしましても、医療費の動向は後期高齢者医療制度の運営に重要でございますので、今後も注視してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

議長（下出謙介君）　塚原業務課長。

業務課長（塚原淳君）　次に、電子処方箋の導入率はについてお答えします。

11月定例会の中でも触れさせていただきましたが、厚生労働省が進めるデジタル技術の活用によって医療の質や効率を向上させる医療ＤＸの一環として、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスがございます。

電子処方箋についてでございますが、電子処方箋をこれまでの紙ではなくデジタルデータで運用するもので、令和５年１月に運用が開始されました。厚生労働省によりますと、令和７年１月12日時点で運用開始済みの施設は全国で4万7,681施設、率にして22.5％で、内訳を見ると、薬局が3万8,188施設で率にして63.2％、病院が311施設で率にして3.9％、医科診療所で8,172施設、率にして9.9％、歯科診療所が1,010施設で率にして1.7％となっております。

令和６年10月６日時点では、全国で３万5,280施設、率にして16.75％でしたので、徐々にではありますが、導入率は上がっております。

政府の医療ＤＸ推進に関する工程表において、電子処方箋については、おおむね全国の医療機関・薬局に対し、令和７年３月までに普及させるという目標を立てていましたが、現在の導入実績が継続すると、薬局については年度内に約８割弱、導入が見込まれるものの、医療機関については、導入率は約１割弱にとどまることが見込まれているようです。

厚生労働省は、今後の対応として、導入されていない医療機関に対するフォローアップの実施をはじめ、公的病院等への導入再要請や、さらなる導入支援策の検討、また、医療関係者の理解向上や活用促進につながるように、電子処方箋の利活用状況や効果等の調査を実施していくとしています。これまで令和７年３月までに普及させるという目標でしたが、これらの取組を踏まえて、厚生労働省は令和７年夏をめどに目標の見直しを行うとしています。

次に、電子カルテ情報共有サービスの動向はについてお答えします。

さきの答弁の中でも触れさせていただきましたが、厚生労働省が進めるデジタル技術の活用によって医療の質や効率を向上させる医療ＤＸの一環として、電子カルテ情報共有サービスがございます。

電子カルテ情報共有サービスは、厚生労働省が示すサービスの概要によると、診療情報提供書、健診結果報告書、傷病名や検査結果、処方情報等を全国の医療機関等で共有できるサービスとのことです。

医療機関のメリットとしては、通常の診療のみならず、救急時や災害時を含めて全国の医療機関等で患者の医療情報を閲覧することができ、より安全で質の高い医療を提供することが可能になることや、診療情報提供書、いわゆる紹介状が電子化されることで、事務コストの削減効果が見込まれること等が想定されています。

また、患者にとってのメリットとしては、より安全で質の高い医療を受けることが可能になるほか、紹介状が電子的に送付されるため、作成や交付の待ち時間がなくなることや、別の日に受け取るために医療機関を訪問する必要がなくなることが想定されています。

厚生労働省としては、導入費用の負担や導入後の運用コストが大きいこと、また導入に関わる事務量の増加など、医療機関側の課題が多いため、今後も必要な支援策を検討しつつ、遅くとも令和12年には、おおむね全ての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指すとしております。

最近の動きとしましては、令和７年１月22日に厚生労働省の医療ＤＸ推進チームの会合が開催され、電子カルテ情報共有サービスの運用費用について、保険者に負担を求める方針が打ち出されました。私ども保険者にとっては、新たな負担を求められるものでありますので、今後の動向を注視していく必要があると考えております。

次に、高額療養費負担上限の見直しはについてお答えします。

まず、現在の後期高齢者医療制度における高額療養費制度を説明させていただきます。高額療養費制度は医療費の自己負担を一定額でとどめることができるもので、被保険者の負担を軽減し、安心して医療を受けられる重要な制度です。

後期高齢者医療制度では、月ごとの自己負担限度額は所得に応じて７段階に分かれています。一番低い１割負担の非課税世帯の方で月１万5,000円、一番高い３割負担の現役並み所得の方で月約25万円と、所得に応じて自己負担限度額が設定されています。なお、直近１年間で３回、高額療養費の支給対象となった場合、４回目以降は自己負担限度額がさらに下がる制度、いわゆる多数回該当があります。また、１割または２割負担の方の外来のみに適用される外来特例は、１割負担の非課税世帯の方で月8,000円、１割または２割負担の課税世帯の方で月１万8,000円となります。

次に、令和６年12月25日の国の令和７年度予算案大臣折衝で示された高額療養費制度の見直し内容を説明させていただきます。概要としては、令和７年から９年の３回に分けて見直すというものです。

まずは、令和７年８月に現行の７段階の所得区分をそのままに限度額が2.7％から15％引き上げられます。具体的な金額で申し上げますと、一番低い１割負担の非課税世帯の方で月400円、一番高い３割負担の現役並み所得の方で月３万7,800円引き上げられます。次に、令和８年８月に所得区分を14段階に細分化して限度額をさらに引き上げます。なお、細分化は１割負担では実施されず、２割と３割負担のみで実施されます。最後に、令和９年８月に限度額がさらに引き上げられます。この見直しでは、所得の高い層の引上げ率を高く、所得の低い層の引上げ率を低くしています。なお、外来特例については令和８年８月から見直される予定です。以上が令和６年12月25日に示された見直しの内容となります。

しかし、今回の見直しを受けて、患者団体・全国保険医団体連合会などから撤回や凍結を要求する動きがあり、また、全国がん患者団体連合会が呼びかけたオンライン署名では12日間で13万5,000件を超える署名が集まりました。これに対する政府の対応として、２月４日に長期間の治療を要する患者の負担に配慮する方針で調整をすることを示し、２月12日に高額療養費制度の自己負担限度額の見直しを求める患者団体と初めて面会をしたのを受け、２月17日に、年４回以上該当される方、いわゆる多数回該当の方の自己負担額の見直しを凍結するとの報道がありました。

今回の見直しは、令和６年11月８日の全世代型社会保障構築会議から僅か１か月余りで方針が決まっています。報道にもあるように、十分な議論がなされておらず、また、当事者の理解も得られているとは言えないため、当広域連合としては実施の可否を含めて慎重に検討していただきたい旨の意見を、厚生労働省に対する春季要望事項として全国後期高齢者医療広域連合協議会に提出したところです。

いずれにしても、他保険に比べて医療にかかる機会が多い後期高齢者にとっては、高額療養費制度はより重要な制度であると考えています。今後も国の動向を注視し、必要に応じ、全国協議会を通じ、慎重に検討するよう国へ要望していきたいと考えております。

次に、２割以上負担判断基準の見直しはについてお答えします。

令和６年11月定例会でも答弁申し上げましたが、それ以降、特段新たな情報は国から来ておりませんので、現在、広域連合で承知している事項について御説明いたします。

令和６年９月13日に閣議決定された高齢社会対策大綱において、持続可能な高齢者医療制度の運営として、後期高齢者の窓口３割負担の判断基準の見直し等について記されておりましたが、現段階では厚生労働省から２割以上の負担者の拡大に関して具体的に示されておりません。

なお、令和６年６月24日付で、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通して厚生労働省に要望書を提出しており、その内容は、現在の被保険者にとって、判定基準の見直しにより２割負担にすることは、該当する被保険者数が大幅に増加し、大きな混乱を招く広域連合もあることから、短期間のうちに判断基準等の見直しによる２割負担以上の被保険者数を増加させる改定は行わないこと。また、将来的に後期高齢者医療制度の見直しを行う場合においては、大きな混乱が起きないよう慎重に行うとともに、現役世代を含め、できる限り負担のかからない制度設計にすることと要望しております。

厚生労働省からの回答は、窓口２割負担の基準については、２割負担導入の施行状況等を踏まえる必要があり、現段階において具体的な検討は行っておらず、引き続き、その施行状況等を注視していく必要があると考えている。また、窓口３割負担となる現役並み所得の基準については、令和５年12月に閣議決定された全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋において、判断基準の見直しの検討に当たっては、現役世代の負担が増加することや、２割負担の導入の施行状況等にも留意するとされており、これも踏まえ、引き続き丁寧に検討してまいりたいというものでした。

引き続き、国の動向を注視してまいります。

次に、子ども・子育て支援金の動向はについてお答えします。

令和６年６月に、少子化対策を強化していくために子ども・子育て支援法が改正され、少子化対策を支える安定的な財源として子ども・子育て支援金の制度が創設されました。

具体的には、児童手当の抜本的な拡充、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付、国民年金第１号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置などの新たな事業が開始され、その費用に充てるために、後期高齢者医療を含む保険者が、被保険者から保険料と併せて支援金を徴収し国に納める制度として、令和８年度から開始されるものです。

後期高齢者医療制度においては、令和７年10月頃から令和８年度・９年度の保険料の試算を行いますので、その際に子ども・子育て支援金の費用を含めた保険料を試算していく予定です。

毎年、当広域連合も所属している全国後期高齢者医療広域連合協議会から国に要望書を提出しており、昨年６月においても、子ども・子育て支援金制度については、その使途を明確にし、税ではなく医療保険の仕組みを通じて財源を求める理由及び社会保険料に支援金を上乗せするというさらなる負担増に対し被保険者の理解が得られるよう、国が責任を持って周知・広報及び説明を行うとともに、実質的な被保険者の負担が生じないよう運営することと要望しております。

厚生労働省からは、当該支援金の創設に当たっては、全世代型社会保障の理念に基づき、負担能力に応じて公平に支え合う仕組みを構築する中で、必要な保障が欠けることのないよう、見直しによって生じる影響等を考慮しながら、丁寧に議論を進めてまいりたい。また、制度施行に当たっては、子ども・子育て支援金制度を所管するこども家庭庁とも連携し、広域連合の皆様や関係団体への丁寧な説明や、国民の皆様への周知・広報に努めてま

いりたいと回答がありました。

なお、11月の秋季要望活動においても同様の要望をしております。

いずれにしましても、後期高齢者医療制度の運営に影響することから、今後も国の動向を注視してまいります。

次に、医師偏在の現状と対策はについてお答えします。

まず、医師偏在の現状についてですが、医師の少ない地域や診療科における医師の配置は、これまで基本的に職業選択の自由に基づき、医師が働く場所や診療科を自由に選択することができるという考えの下、へき地保健医療対策や医師養成課程の充実が進められてきました。

しかしながら、今後、地域ごとに人口構造が急激に変化していく中で、地域や診療科の医師配置の不均衡がさらに拡大しかねない状況にあり、医師確保対策について、総数の確保から適切な配置へと重心をシフトしていく必要があると、国の検討会で課題が指摘されています。

このような課題に対し、厚生労働省では、地域間・診療科間の医師偏在を是正するため、医師派遣、総合的な診療能力を持つ医師の育成や経済的インセンティブなどを組み合わせ、総合的に医師の地方勤務を後押しする、医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージを令和６年12月に公表しました。

その中の一つとして、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師が確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードのほうが早い地域を国が候補地として示し、県が重点医師偏在対策支援区域と指定した上で、優先的かつ重点的に対策を進めるとしています。重点医師偏在対策支援区域では、医師確保を推進するため、医師が意欲を持って勤務する動機づけとして、経済的インセンティブの実施が検討されています。

具体的には、当該区域における支援のうち、医師への手当増額については、幅広く被保険者に協力いただくよう保険者からの負担を求めることが考えられています。詳細な内容は今後公表されていくことから、国の動向を注視してまいります。

議長（下出謙介君）　15番渡辺議員。

１５番（渡辺正男君）　時間があまり残っていませんけれども、再質問いたします。

（１）の、全員協議会でも質問させていただきましたが、被保険者の皆さんの平均年齢は、大分加入者が増えてくる中で、下がってきているのではないかと思いますけれども、こういったデータもしっかり把握していただいて、平均年齢が上がったり下がったりすると１人当たりの医療費がどう変わってくるのかとか、そういった現状を把握していただきたいと思いますし、先ほどありました大きな医療費の変動があったときにも、原因などもしっかりと把握して今後に生かしていただければと思います。

それで、（２）ですが、電子処方箋の導入について、先ほどパーセンテージで説明いただきましたけれども、これは全国の数字なんですが、長野県はそれに対しててどんな状況になっているのか教えていただけますか。

議長（下出謙介君）　塚原業務課長。

業務課長（塚原淳君）　長野県の状況ですが、すみません、施設の数だけお答えさせていただきます。長野県は全部で870施設あります。そのうち電子処方箋を導入しているのが、まず病院が９件、870施設のうち病院が９件、診療所は160件導入、歯医者さん、歯科診療

所が18件、薬局が683件導入しております。

ちょっと長野県で該当となる各施設の総数が今すぐ分からないんですが、病院は長野県の中で９件だけ。診療所は160件、歯医者さんは全県で18件、薬局は683件導入されているようです。

議長（下出謙介君）　15番渡辺正男議員。

１５番（渡辺正男君）　もう時間がなくなってしまいました。

今回一番聞きたかったのは、高額療養費の上限、負担割合の見直しなんですけれども、厚労省の試算では給付費の削減額6,330億円のうちの約４割、2,270億円が受診抑制によるものと見込んだ上限額の見直しになっているんです。

がん患者の団体や保団連の猛反発は当たり前で、見直すことは見直しますが、本当にこれの適用を受けるのは僅かでありまして、今回の負担限度額引上げに関するアンケートが保険医団体で取られたんですが、この負担増で４割の患者さんが治療を中断する、６割が治療回数を減らすと回答をしています。本当に重篤な病状で通院されている、入院されている患者さんからすれば、本当に命に関わる問題だと考えます。

先ほど全国協議会で要望書に盛り込むということでしたけれども、今後もぜひとも注視をしていただいて、被保険者の皆さんの負担増、あるいは受診抑制にならないように、凍結をぜひ求めていただきたいと思います。

また次回、時間があればやりたいと思いますけれども、今回はこれで質問を終わりたいと思います。

議長（下出謙介君）　本来なら事務局からお答えがあればいいんですが、時間が参りましたので、これで渡辺議員の質問を終わらせていただきます。

次に、10番前田きみ子議員。

１０番（前田きみ子君）　議席番号10番前田きみ子です。

主題、後期高齢者の安心な生活のために。

項目１．マイナ保険証について。

先ほど全員協議会で御説明をいただきましたが、質問をさせていただきます。

（１）現在のマイナ保険証の利用率について。マイナ保険証利用率は17.52％。マイナ保険証登録率58.9％に対し利用率は大変低い率になっています。これについて伺います。

（２）マイナ保険証の今後の方向性について。後期高齢者にとって、デジタル的なものにはなかなか疎いということがあります。マイナ保険証の紛失、あるいは個人情報が盗まれるといった危険性やおそれに対して、やっぱり常にマイナ保険証を常備していることが難しいのではないかと思います。マイナ保険証の今後の方向性について伺います。

議長（下出謙介君）　塚原業務課長。

業務課長（塚原淳君）　マイナ保険証に関する質問についてお答えいたします。

まず、現在の利用率はについてお答えします。全員協議会の中で御説明した内容と重なりますが、令和６年12月の長野県後期高齢者医療のマイナ保険証利用率は、全国平均の32.81％より4.89ポイント低い27.92％で、全国で44位となっております。

次に、マイナ保険証の今後の方向性はについてお答えします。

令和６年12月２日から紙の被保険者証の新規発行は終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行し、原則として、マイナ保険証をお持ちでない方には、紙の保険証の代わり

になる資格確認書を交付し、マイナ保険証をお持ちの方には、医療費の負担割合等が書かれた資格情報のお知らせを交付することとなりました。

また、マイナ保険証での受診が困難な方は、要配慮者として市町村窓口で資格確認書の交付申請をしていただくことで、資格確認書が交付され、紙の保険証と同じように医療機関に受診をすることができます。なお、翌年度以降は申請することなく自動的に資格確認書が交付されます。

全国の後期高齢者医療のマイナ保険証利用率は、利用開始から低い状態が続き、令和５年10月は2.54％でした。その後、徐々に利用率は増えて、令和６年７月には10％を超えましたが、利用率は依然として低いため、国では昨年９月に、後期高齢者は他の世代に比べてＩＴに不慣れで、マイナ保険証を持っているが使い方に不安を抱えている方も多数いると思われるとして、令和７年７月末までの暫定措置として、新たに被保険者になる方でマイナ保険証を持っている方も含めた全員に資格確認書を交付することとしました。そして、昨年12月２日からは、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行したわけですが、12月のマイナ保険証利用率は32.81％まで増えてきました。

当広域連合としましては、マイナ保険証は事前に申請することなく高額療養費制度を利用することができ、健康診断結果や過去の診療データに基づく医療が受けられるなど、被保険者にとってもメリットがあるものと考えておりますので、引き続き利用促進を進めてまいりたいと思います。加えて、スマートフォンを利用した資格確認も可能となるとのことですので、ますます利用促進が図れるものと期待しております。

なお、８月には被保険者資格の一斉更新を迎えますが、今回の一斉更新は多くの被保険者が従来の紙の被保険者証から資格情報のお知らせ、または資格確認書に更新となるため、更新時に制度の変更点を記載したリーフレットを同封するなど周知・広報を行い、市町村とも連携して被保険者の皆様に影響が出ないように努めてまいります。以上でございます。

議長（下出謙介君）　前田議員。

１０番（前田きみ子君）　マイナ保険証について、12月２日からマイナ保険証ということで進められてきていますが、それまでの間、一昨年ではマイナ保険証取得ということで各自治体に市民が押し寄せて、夜も休日もという感じで大変なことになっていました。それはマイナ保険証を取得するためでしたが、いざ取得をしたところで利用率は17％。登録は確かに58.95％あるわけですが、国が早急にやろうとしているこのマイナ保険証については、やはり後期高齢者にとっては常時持ち歩いて、これを本当に使いこなせるのか。スマートフォンでぱっとやればできるとか、若者でしたらそういうことができると思いますが、なかなかそのところが難しいのではないかなと感じております。

ですので、利用率向上という意味では、先ほどお話しいただきましたが、なかなか難しいのではないか。再度質問をいたします。

議長（下出謙介君）　塚原業務課長。

業務課長（塚原淳君）　まず、令和３年３月にマイナ保険証が実際始まったところで、確かに利用率が低いというのは、今、前田議員がおっしゃったとおりに、持ち歩きとか、高齢者の方のＩＴに不慣れなところもあって、不安なことが多いと思うんですが、高齢者の方や被保険者の方の不安を取り除くというのは、国が責任を持ってやってもらいたいと思っています。

私ども当広域連合としましては、先ほども答弁させていただいたんですが、マイナ保険証を持っていますと、医療費が高額になった場合でも高額療養費制度が申請せずに適用されますし、健康診断の結果ですとか過去の診療データに基づいて、病院にかかった場合も過去の自分のデータに基づいて、安全で質の高い医療が受けられる、患者さんにメリットがありますので、当広域としては引き続き利用促進を図ってまいりたいと思います。

ただ、被保険者の方から、こういうことが課題だということで多く指摘されるような問題があれば、また全国協議会を通じて国への要望はしていきたいと思います。以上です。

議長（下出謙介君）　前田議員。

１０番（前田きみ子君）　２番に移ります。総医療費及び被保険者数の動向について。

先ほどもありましたが、全員協議会の資料ナンバー４によれば、令和６年10月時点の被保険者数は38万人であり、令和５年10月の37万人と比較して2.68％の増加となっています。令和６年７月の総医療費287億8,000万円と急激に増えた原因について伺います。

議長（下出謙介君）　塚原業務課長。

業務課長（塚原淳君）　それでは次に、総医療費及び被保険者数の動向についてに関する質問のうち、令和６年７月の総医療費の増加の原因はについてお答えします。

全員協議会においても総医療費の動向について御説明申し上げましたが、議員の御指摘のとおり、令和６年７月の当広域の総医療費は前年同月比で8.44％増加でしたが、厚生労働省が示している全国の後期高齢者医療制度の月別総医療費でも、令和６年７月は前年同月比8.6％の増加となっており、７月の総医療費増は全国的な傾向であったと思われます。なお、国の公表においてはデータを分析した記述等はありませんでした。

この点について、先月開催しました当広域連合の運営協議会の中でも話題となりまして、内科診療所の医師でもある委員から、７月頃はコロナ患者が多かったので、それが医療費の一時的な増加の一因ではないかといった発言がありました。

県では毎月、長野県感染症情報を公表しておりますが、それによりますと、７月は前後の月と比較して新型コロナウイルス感染症患者数の多い状況が見られますので、こうしたことも７月の医療費を押し上げた一因ではないかと考えております。以上でございます。

議長（下出謙介君）　前田議員。

１０番（前田きみ子君）　（２）被保険者数は令和６年10月で38万人となっています。今後の保険者数の推移はどうなっていくか。

議長（下出謙介君）　塚原業務課長。

業務課長（塚原淳君）　次に、被保険者数は令和６年10月で38万人であるが、今後の被保険者数の推移はについてお答えします。

被保険者数は、団塊世代が75歳になる令和４年度から令和６年度にかけて大きく増えており、令和７年度には39万9,000人になると予想しています。

その後の推移については、令和５年12月に国立社会保障・人口問題研究所が令和32年度までの５歳刻みの将来推計人口を公表しておりまして、これを基に長野県の後期高齢者の将来推計人口を算出し、それに障害認定の方を加えた被保険者数は、令和12年度に約41万4,000人で一端ピークを迎えますが、その後は、令和22年度にかけて約40万6,000人程度まで減少すると見込まれています。そして、その後はいわゆる団塊ジュニア世代が後期高齢者になるため再び増加に転じ、令和32年度には約42万9,000人になると予測しています。

令和７年度以降は、被保険者数の増加は徐々に緩やかになるものと見込まれますが、今後も被保険者数及び総医療費の動向に注視し、制度の安定運営に努めてまいります。以上でございます。

議長（下出謙介君）　前田議員。

１０番（前田きみ子君）　今、団塊の世代の加入がちょうどピークになり、そして令和７年で被保険者数が39万9,000人、令和32年には42万9,000人になるということで、人口が増加しているというふうに見ていいんでしょうか、伺います。

議長（下出謙介君）　塚原業務課長。

業務課長（塚原淳君）　団塊の世代の方の加入が終わって令和12年度までは徐々に増え続けて41万4,000人になって、その後減り始めまして、また団塊ジュニアの方が後期高齢者になるので、32年度には42万9,000人になるということです。後期高齢者数は32年度には42万9,000人で、団塊ジュニアが後期高齢者になったときのほうが、お父さん、お母さんにあたるの団塊の世代の方が75歳になったときより増えているんですけれども、後期高齢者の人口は増えているんですけれども、日本の人口は減っているといいますか、後期高齢者人口は増えるけれども、若年層というか、日本全体の人口は恐らく減っていますので、人口は減って、なおかつ後期高齢者の方が増えるという、超高齢化社会ともいわれる状況じゃないですけれども、令和32年の頃はそうなっているのではないかと思います。

議長（下出謙介君）　前田議員。

１０番（前田きみ子君）　ということは、医療が十分に行き届いて、75歳以上まで長生きができると考えてよろしいんでしょうか。

議長（下出謙介君）　塚原業務課長。

業務課長（塚原淳君）　75歳以上の方に医療が行き届いているかということなんですが、今回お答えした人口推定ですけれども、国立社会保障・人口問題研究所のデータを参考にさせてもらっています。そちらのほうでも当然、年代年代の平均の寿命とかも考慮しながら出していただいているものですので、医療がちゃんと行き届いているかどうかまで考慮しているかまでは、ちょっと分かりかねます。申し訳ないです。

議長（下出謙介君）　前田議員。

１０番（前田きみ子君）　以上で私の質問は終わります。

議長（下出謙介君）　以上で一般質問が全て終了いたしました。

一旦、区切りとして本来ここで休憩を取るべきところでございますが、議員各位の皆さん大変多忙と聞いております。したがいまして、このまま続けさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　ありがとうございます。それでは、このまま続けさせていただきます。

◎　議会第１号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（下出謙介君）議会第１号　長野県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで提出者の説明を求めます。

８番丸山議員。

８番（丸山正昭君）　８番丸山正昭でございます。私からは、議会第１号　長野県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案につきましては、上倉敏夫議員に御賛同いただきまして提出させていただいております。

条例改正の理由でございますが、２点ございます。１点目は、刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されることに伴う改正になります。２点目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、引用条文に移動があることに伴う改正になります。

改正の内容でございますが、刑法の一部改正に関わる部分については、「懲役」とある箇所を「拘禁刑」に改めるものとなります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に関わる部分については、引用している条文中の条項の番号を改めるものとなります。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、議会第１号の説明とさせていただきます。

議長（下出謙介君）　御苦労さまでした。以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　討論なしと認めます。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　異議なしと認めます。挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎　議案第１号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（下出謙介君）　次に、議案第１号　長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで理事者の説明を求めます。

塚原業務課長。

業務課長（塚原淳君）　業務課長の塚原です。議案第１号　長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

それでは、議案第１号を御覧ください。この議案は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料の被保険者均等割額の軽減判定基準額の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、被保険者均等割額の５割軽減判定基準の加算額を、29万5,000円掛ける被保険者数から30万5,000円掛ける被保険者数に改め、２割軽減判定基準の加

算額を、54万5,000円掛ける被保険者数から56万円掛ける被保険者数に改めるものになります。

この基準額の引上げは、被保険者均等割額の軽減対象世帯が、生活水準が変わらなければ、令和７年度においても引き続き当該軽減措置の対象となるよう、令和６年度の消費者物価の伸びの見通しなどを考慮して行われます。

最後に、附則において施行期日及び経過措置について定めるものです。

以上、条例の議案説明を申し上げました。審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（下出謙介君）　以上で説明を終わります。

本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　質疑なしと認めます。

討論に入りますが、討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、これから採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全　員　挙　手〕

議長（下出謙介君）　ありがとうございました。挙手全員。本案は原案のとおり可決されました。

◎　議案第２号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（下出謙介君）　次に、議案第２号　長野県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例及び長野県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで理事者の説明を求めます。

清水事務局長。

事務局長（清水剛一君）　議案第２号　長野県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例及び長野県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

条例改正の理由でございますが、刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されることに伴う改正になります。

改正の内容でございますが、いずれの条例とも罰則を規定した条文中、「懲役」とある箇所を「拘禁刑」に改めるものになります。

以上、議案第２号の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（下出謙介君）　以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入りますが、討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全　員　挙　手〕

議長（下出謙介君）　ありがとうございました。挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎　議案第３号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（下出謙介君）　次に、議案第３号　長野県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで理事者の説明を求めます。

清水事務局長。

事務局長（清水剛一君）　議案第３号　長野県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

現在の条例が、一般職の任期付職員について、特定の管理職の任用が前提となっている規定でありますことから、今後、多様な職員を任用できる規定に改めるものでございます。

主な内容といたしましては、任期付職員の給与の根拠を、「長野市職員の給与に関する条例の例による」に改めます。また、現在は対象外となっている時間外勤務手当及び休日勤務手当についても支給できるように改正するものです。

以上、議案第３号　長野県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員に関する条例の一部を改正する条例の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（下出謙介君）　以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入りますが、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全　員　挙　手〕

議長（下出謙介君）　ありがとうございました。挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎　議案第４号及び議案第５号　２件一括上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（下出謙介君）　次に、議案第４号　長野県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第５号　長野県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、以上２件を一括議題といたします。

ここで理事者の説明を求めます。

清水事務局長。

事務局長（清水剛一君）　議案第４号　長野県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

令和６年度から、会計年度任用職員に対して新たに勤勉手当を支給すること、また、会計年度任用職員の給与について、市町村の常勤職員と同じように当該年度の４月１日に遡及して改定できるよう改正するものでございます。

主な内容といたしましては、会計年度任用職員の給与に勤勉手当を加え、勤勉手当を支給する職員、支給日及び支給額について定めるものでございます。また、改定された給料表の効力が施行の日の属する年度の１月１日から生じるものと定めております、現在の制定附則第２項を削除いたします。その他、この条例改正に合わせて若干の条文文言の整備をいたします。

以上、議案第４号　長野県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げました。

続きまして、議案第５号　長野県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

これは、会計年度任用職員に新たに勤勉手当を支給することに伴いまして改正するものでございます。

主な内容といたしましては、基準日に育児休業をしている会計年度任用職員で、基準日以前６か月以内の期間に勤務した期間がある職員については、基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給できるようにするものでございます。

以上、議案第５号　長野県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（下出謙介君）　議案２件の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を２件、一括で行います。これより質疑に入りますが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

初めに、議案第４号　長野県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する討論、採決を行います。討論ございますか。

15番渡辺議員。

１５番（渡辺正男君）　議案第４号について賛成の立場から簡単に討論をしたいと思います。

昨年２月議会で総務省からの自治行政局公務員部給与能率推進室長通知、この中で会計年度任用職員の給与について４月１日に遡及して改定し、改定差額を支給するという要請が来ていることと、それから新年度に勤勉手当の支給、これについても会計年度任用職員の皆さんに支給できるようということで、翌年６月９日付の総務省自治行政局公務員部長通知が出るという話をさせていただいて、清水事務局長から、通知は承知しているけれども、広域連合は運営に当たって各市町村からの事務費負担金で成り立っている関係で、77市町村の皆様方のありようを見させていただいた上で、勤勉手当の部分についても検討させていただきたいというような答弁をいただいております。

それで、何とか会計年度任用職員の皆さんの待遇については、会計に対する反対討論でも私、何度か話をさせていただいたことがありますが、官製ワーキングプアともやゆされる制度内容で、制度ができた当初は不十分過ぎるというか、雇い止めの危険性もあったり、同一労働に対しての同一賃金という原則から大きく外れたような、先ほど申し上げました官製ワーキングプアとも言われた制度でございます。

しかしながら、こうして今回、勤勉手当、それから遡及適用を４月１日までされたこと、また、この次の議案になります育児休業中の勤勉手当についても条例改正させるということで、全体としてまだまだ不十分ではあると思いますけれども、一定の前進でもあるということで、その点を評価しまして賛成をしたいと思います。

議長（下出謙介君）　ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　以上で討論を終結し、これから採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全　員　挙　手〕

議長（下出謙介君）　ありがとうございました。挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号　長野県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論、採決を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　討論なしと認め、これから採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全　員　挙　手〕

議長（下出謙介君）　ありがとうございました。挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎　議案第６号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（下出謙介君）　次に、議案第６号　令和７年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

ここで理事者の説明を求めます。

清水事務局長。

事務局長（清水剛一君）　議案第６号　令和７年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明を申し上げます。

一般会計予算の１ページをお開きください。第１条、予算総額は歳入歳出それぞれ10億9,841万4,000円と定め、第２条、一時借入金借入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。

２ページをお開きいただき、第１表歳入歳出予算の歳入を御覧いただきたいと思います。計上しております額は、１款分担金及び負担金10億8,319万8,000円、２款国庫支出金21万4,000円、３款繰越金1,500万円、４款諸収入2,000円でございます。

次に、３ページの歳出を御覧ください。計上しております額は、１款議会費89万2,000円、２款総務費３億4,049万5,000円、３款民生費７億5,201万7,000円、４款公債費１万円、５款予備費500万円でございます。

続きまして、歳入予算の明細を御説明申し上げます。黄色い仕切りがございますが、黄色い仕切りの一般会計予算説明書８ページ、９ページのところを御覧いただきたいと思います。

１款分担金及び負担金は10億8,319万8,000円で、広域連合を構成する77市町村からの事務費負担金でございます。

２款国庫支出金は21万4,000円で、特別調整交付金でございます。

３款繰越金は1,500万円、４款諸収入は2,000円を計上してございます。

次に、歳出予算の明細を御説明申し上げます。10ページ、11ページをお開きください。

１款１項１目議会費は89万2,000円で、右側にございますように、議会運営に係る１節議員報酬、８節費用弁償等でございます。

２款１項１目一般管理費は３億4,016万3,000円で、右側にございますように、１節会計年度任用職員報酬、３節時間外勤務手当、続いて12ページ、13ページになりますが、13節事務室賃借料、18節派遣職員給与費等負担金などでございます。

２目公平委員会費は４万8,000円で、委員報酬、費用弁償でございます。

２項１目選挙管理委員会費は８万4,000円で、委員報酬、費用弁償等でございます。

14ページ、15ページをお開きいただきまして、３項１目監査委員費でございますが、20万円で、委員報酬、費用弁償等でございます。

３款１項１目老人福祉費は７億5,201万7,000円で、特別会計への繰出金でございます。

４款１項１目利子は１万円で、一時借入金を借り入れる場合の支払利子でございます。

５款１項１目予備費は500万円を計上してございます。

続きまして、給与費明細書を御説明申し上げます。16ページをお開きください。

特別職は計57人分で、給与費108万7,000円を計上しております。

17ページに参りまして、一般職30人を対象に、給与費2,342万9,000円を計上しております。

続きまして、20ページから23ページを御覧ください。市町村負担金の一覧表でございます。表題にございますように、均等割10％、人口割45％、高齢者人口割45％で、各市町村の負担金額を算出した表になってございます。

以上、一般会計予算の議案の説明を申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（下出謙介君）　以上で説明は終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立をここで求めます。

〔全　員　起　立〕

議長（下出謙介君）　起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎　議案第７号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（下出謙介君）　次に、議案第７号　令和７年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

ここで理事者の説明を求めます。

清水事務局長。

事務局長（清水剛一君）　議案第７号　令和７年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

特別会計予算の１ページをお開きください。第１条、予算総額は歳入歳出それぞれ3,254億5,089万9,000円と定め、第２条、一時借入金借入れの最高額は100億円と定め、第３条、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項の間の経費の金額を流用できることとするものでございます。

２ページをお開きいただき、第１表の歳入歳出予算の歳入を御覧ください。計上しております額でございますが、１款市町村支出金610億568万4,000円、２款国庫支出金1,056億5,643万2,000円、３款県支出金276億7,749万9,000円、４款支払基金交付金1,264億1,232万7,000円、５款特別高額医療費共同事業交付金１億5,193万円、６款繰入金７億5,201万7,000円、７款繰越金35億円、８款諸収入２億9,501万円でございます。

次に、３ページの歳出を御覧ください。計上しております額でございますが、１款総務費８億2,798万7,000円、２款保険給付費3,206億6,364万円、３款特別高額医療費共同事業拠出金２億4,149万7,000円、４款支払基金拠出金２億5,600万円、５款保健事業費16億8,722万3,000円、６款公債費873万1,000円、７款諸支出金2,977万1,000円、８款予備費17億3,605万円でございます。

続きまして、歳入予算の明細を御説明申し上げます。黄色い仕切りの特別会計予算説明書８ページと９ページのところをお開きください。

１款市町村支出金は610億568万4,000円で、療養給付費などに充てるための保険料、保険基盤安定分及び療養給付費負担金でございます。

２款国庫支出金は1,056億5,643万2,000円で、１項国庫負担金は１目の療養給付費負担金及び２目の高額医療費負担金783億1,346万3,000円、２項国庫補助金は、１目の調整交

付金から３目の災害臨時特例補助金までございますが、273億4,296万9,000円を計上しています。

３款県支出金は276億7,749万9,000円で、療養給付費及び高額医療費に係る負担金でございます。

４款支払基金交付金は1,264億1,232万7,000円で、療養給付費に係る現役世代からの支援金でございます。

５款特別高額医療費共同事業交付金は１億5,193万円で、特に高額な医療費について、財政調整のため交付されるものでございます。

６款繰入金は７億5,201万7,000円で、一般会計からの繰入金でありまして、事務費に充てる財源でございます。

７款繰越金は35億円を計上しております。

10ページ、11ページをお開きいただきまして、８款諸収入は２億9,501万円で、１項延滞金、加算金及び過料1,000円、２項預金利子500万円並びに３項雑入は第三者納付金などによるもので、２億9,000万9,000円を計上してございます。

続きまして、歳出予算の明細を御説明申し上げます。12ページ、13ページをお開きください。

１款１項１目一般管理費は８億2,798万7,000円で、後期高齢者医療制度を運営するための事務経費でございます。主なものは、右側説明欄のところにございますように、11節通信運搬費、12節国保連合会業務委託料、13節電算処理システム機器賃借料、18節国保連合会負担金でございます。

14ページ、15ページをお開きいただきまして、２款保険給付費は3,206億6,364万円で、１項療養諸費は１目療養給付費から４目審査支払手数料までの3,158億9,043万9,000円、２項高額療養諸費は１目高額療養費及び２目高額介護合算療養費の35億5,320万円を計上しております。３項その他医療給付費は、１目葬祭費及び２目傷病手当金の12億2,000万1,000円を計上しております。

３款１項１目特別高額医療費共同事業拠出金は２億4,132万9,000円で、１件400万円を超えるレセプトの200万円を超える部分について、全国の広域連合が拠出して財政調整をするものでございます。２目特別高額医療費共同事業事務費拠出金は16万8,000円で、事務費に係る拠出金でございます。

４款につきまして、16ページ、17ページをお開きください。１項１目出産育児支援金は２億5,600万円を計上しております。

５款１項１目健康診査費は９億4,511万円で、歯科口腔健診事業業務委託料及び市町村が実施をいたします健康診査事業に対する補助金等でございます。

２目その他健康保持増進費は７億2,812万4,000円で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業委託料等でございます。

２項１目医療費適正化推進事業費は1,398万9,000円で、重複・頻回受診者等指導業務委託料及びフレイル予防等指導事業委託料でございます。

６款１項１目利子は873万1,000円で、一時借入金を借り入れた場合の支払利子でございます。

７款１項につきまして、18ページ、19ページをお開きください。１目保険料還付金は2,

970万円で、過誤納金を還付する場合の償還金でございます。

２目還付加算金は７万円で、還付に期間を要した場合の加算金でございます。

３目償還金は、一部負担金の負担相違に係る差額返納金などとして、科目存置の1,000円を計上してございます。

８款１項１目予備費は17億3,605万円を計上しております。

続きまして、20ページをお開きください。給与費明細書を御説明申し上げます。特別会計は、一般職の計３人分でございまして、給与費1,157万3,000円を計上してございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。市町村負担金一覧表でございます。療養給付費負担金及び保険料等負担金は、いずれも療養給付費などに充てるためのものでございます。療養給付費負担金は、各市町村の被保険者の療養費のうち、現役並み所得者の給付費を除いた一般被保険者の給付費の12分の１に相当する額でございます。

保険料等負担金は、各市町村の被保険者から徴収する保険料（Ｂ）の部分と、低所得者などの保険料軽減賦課に係る保険基盤安定分、これは（Ｃ）のところでございますが、これの合計でございます。77市町村の負担金額は記載のとおりでございます。

以上、特別会計予算の議案の説明を申し上げました。御審議の上、御議決をいただきますようお願い申し上げます。

議長（下出謙介君）　以上で説明は終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。

15番渡辺正男議員。

１５番（渡辺正男君）　15番渡辺です。２点ほどお願いいたします。

特別の８ページ、９ページ、歳入の国庫補助金の中の特別調整交付金とインセンティブ交付金の部分ですが、昨年よりも若干増えているのでしょうか。これはどんな評価を受けてインセンティブ交付金と特別調整交付金の歳入を見込んでいるのか、うかがいたいです。

議長（下出謙介君）　平出保健事業室長。

保健事業室長（平出邦夫君）　ただいま御質問いただきました特別調整交付金とインセンティブ交付金についてお答えさせていただきます。

特別調整交付金につきましては、災害その他特別の事情を考慮して交付するというものでございます。毎年、特別調整交付金の交付基準が国から示されまして、それに基づいて交付されるものでございます。

令和７年度の予算額５億1,540万7,000円につきましては、一番大きな経費は高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係るもので、４億6,500万円ほど予算計上しております。そのほか長寿健康増進事業ですとか、医療費の適正化の取組ですとか、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に係る経費等が対象になっておりまして、歳出予算に計上したものにつきまして、国の交付基準、それから交付率等に基づいて計上しているものでございます。

それから、インセンティブ交付金でございますけれども、前回もお話しさせていただきましたが、インセンティブ交付金は、広域連合による被保険者に対する予防、健康づくりの取組ですとか医療費適正化の取組みの推進を支援するものでございまして、広域連合の積極的な取組に対して保険者インセンティブという形で交付されるものです。

実施状況や、それぞれの効果で点数が加点されまして、その合計した点数に被保険者数を乗じたものが広域連合の点数となります。全広域連合の算出点数の合計に占める広域連合の割合によって、国の予算額100億円を按分して交付されるものになっています。

令和７年度のインセンティブ交付金は、主に令和５年度の実績ですとか令和６年度の実施状況に基づきまして評価指標が定められておりますので、それに基づいて広域連合が採点をしまして、令和６年10月に国に採点結果を提出いたしました。その各広域連合から提出された点数に基づいて、令和７年度の交付の内示額が示されておりまして、お示ししております２億1,035万7,000円という金額になっております。

７年度の得点の状況ですけれども、長野県の広域連合につきましては、160点満点中で122点になっていまして、点数については全国で11番といった状況になっております。以上でございます。

議長（下出謙介君）　15番渡辺議員。

１５番（渡辺正男君）　２点目になります。同じページの国庫負担金、それから県支出金の中にある高額医療費負担金、この高額医療費と、それから歳出のページ、特別会計15ページのところにある高額療養諸費ですか、この高額医療費の県や国の負担金、それから、それについて歳出15ページにありますけれども、どういうルールにのっとって高額医療費の負担というのは決められているのか。その辺ちょっと説明していただければと思います。

議長（下出謙介君）　清水事務局長。

事務局長（清水剛一君）　９ページ歳入にございます高額医療費の部分ですけれども、これは１レセプト幾ら以上の高額なものについて国・県から補助があるとか、あるいは、もう一つ特別高額療養費で先ほど申し上げたと思うんですけれども、例えば、小さい自治体等で急に高額の医療費の負担が出た場合に、支払いが厳しくなってしまうものですから、全国の広域連合の中で財政調整するというような仕組みがございまして、それに係る補助があると思っていただければと思います。

今問題になっているのは高額療養費で、同じような日本語ですけれども、高額医療費と高額療養費は違いますので、高額療養費のほうは先ほど来、問題になっております、今回、限度額が引き下げられるといったものについてお支払いするというものでございます。

議長（下出謙介君）　よろしいですか。15番渡辺議員。

１５番（渡辺正男君）　分かったと、ちょっとストレートに言えないのがもどかしいんですが、歳出のほうでいう療養給付費ですか、そこに例えば上限を超えた部分の支払いも当然、本人が負担すべき部分もあるかと思いますが、それはこの高額医療費の財源ではなく、全体の療養給付費というんですか、保険給付費というか、そちらから出ると考えていいんですか。ちょっと仕組みが、私も勉強不足で申し訳ないですけれども、高額療養費と高額医療費の用語の使い方もちょっと教えていただけるとうれしいですが。

議長（下出謙介君）　下里係長。

給付担当係長（下里真倫君）　給付係担当係長の下里です。まず、高額療養費にも二つありまして、現物給付ということで、窓口で、一定額で止まった金額を払うという、患者負担がなく広域連合から医療機関へ払うものと、あとは償還ということで、払い過ぎたものを被保険者にお返しするものの二つがございます。

前者の医療機関に払うものについては、特別14ページの療養諸費の療養給付費の中に含

まれております。被保険者にお返しするものに対しては、この２の高額療養費の１の高額療養費の中の予算に含めております。

議長（下出謙介君）　15番渡辺議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　質疑なしと認め、これから討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立をここで求めます。

〔多　数　起　立〕

議長（下出謙介君）　賛成多数で、本案は原案のとおり可決されました。

◎　議案第８号及び議案第９号　２件一括上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（下出謙介君）　次に、議案第８号　令和６年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）及び議案第９号　令和６年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、以上２件を一括議題といたします。

ここで理事者の説明を求めます。

清水事務局長。

事務局長（清水剛一君）　それでは、議案第８号及び議案第９号につきまして、一括して御説明を申し上げます。

初めに、議案第８号　令和６年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）につきまして御説明申し上げます。

令和６年度一般会計補正予算（第２号）の１ページをお開きください。第１条第１項、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,476万7,000円とするものでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

３ページをお開きいただき、第１表歳入歳出予算補正の歳出を御覧ください。２款１項総務管理費を144万6,000円増額、３款１項老人福祉費を338万3,000円減額、５款１項予備費を193万7,000円増額するものでございます。

続きまして、補正予算の明細を御説明申し上げます。黄色い仕切りの一般会計補正予算説明書、６ページ、７ページをお開きください。

歳出の２款１項１目一般管理費144万6,000円は、先ほど議案第４号で御説明申し上げました、長野県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例による、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び勤勉手当の増額分でございます。

３款１項１目老人福祉費338万3,000円は、特別会計の財源振替により、特別会計繰出金を減額するものでございます。

５款１項１目予備費193万7,000円は、２款総務費の増額分と３款民生費の減額分を合わせて増減なしとするため増額するものでございます。

続きまして、給与費明細書を御説明申し上げます。10ページをお開きください。会計年度任用職員４人を対象に、給与費を144万6,000円増額しております。

次に、議案第９号　令和６年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきまして御説明申し上げます。

令和６年度特別会計補正予算（第２号）の１ページをお開きください。第１条第１項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,262億7,256万8,000円とするものでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

２ページ、３ページをお開きいただき、第１表歳入歳出予算補正を御覧ください。２ページの歳入、２款２項国庫補助金を416万3,000円増額、６款１項一般会計繰入金を338万3,000円減額するものでございます。

３ページの歳出、１款１項総務管理費を78万円増額、７款１項償還金及び還付加算金を7,729万円増額、８款１項予備費を7,729万円減額するものでございます。

続きまして、補正予算の明細を御説明申し上げます。黄色い仕切りの特別会計補正予算説明書、８ページ、９ページをお開きください。

歳入の２款２項６目社会保障・税番号システム整備費補助金327万8,000円は、マイナンバーと健康保険証の一体化に伴う周知広報等事業に対する補助金でございます。

２款２項９目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金88万5,000円は、標準システムの改修等に伴う電算処理システム改修に対する補助金でございます。

６款１項１目一般会計繰入金、三角の338万3,000円は、歳入２款国庫支出金の増額による財源振替に伴う減額で、金額は歳入補正合計額から歳出２款国庫支出金補正額を差し引いた残額でございます。

10ページ、11ページをお開きください。歳出の１款１項１目一般管理費78万円は、議案第４号で御説明申し上げました、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び勤勉手当の増額分でございます。

７款１項３目償還金7,729万円は、令和５年度に超過交付となりました国庫補助金の償還による増額でございまして、８款１項１目予備費を充てたものでございます。

続きまして、給与費明細書を御説明申し上げます。14ページをお開きください。会計年度任用職員２人を対象に、給与費を78万円増額してございます。

以上、議案第８号及び議案第９号を一括して御説明申し上げました。御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（下出謙介君）　以上で説明を終わります。

まず初めに、議案第８号　令和６年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全　員　起　立〕

議長（下出謙介君）　全員賛成と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第９号　令和６年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下出謙介君）　討論なしと認め、討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全　員　起　立〕

議長（下出謙介君）　全員賛成と認め、よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（下出謙介君）　以上をもちまして、本定例会に提出されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで定例会の閉会に当たり、花岡広域連合長から挨拶があります。花岡連合長。

広域連合長（花岡利夫君）　２月定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

さて、一昨年の３月31日に広域連合長に就任してから、早いもので、この３月に２年の任期を迎えることとなりました。この間、市町村との連携の下、県下約38万人に及ぶ被保険者の健康保持増進を支える医療保険者として、安定的で適正な制度運営を心がけてまいりました。今後も保険者の皆様が安心して必要な医療を受け、地域で健康的な生活を送っていただけるよう、広域連合と市町村とが一体となって制度の安定運営に努めるとともに、健康寿命の延伸を目指す保健事業を一層推進していかれることを切に願っております。

加えて、議員の皆様におかれましては、今定例会が任期最後の定例会となります。この間、被保険者の皆様の安心と健康を支える後期高齢者医療制度の運営に対し、御指導、御鞭撻を賜りましたことに心より御礼申し上げますとともに、引き続き本広域連合の運営に格段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

暦の上では、はや立春を過ぎ、余寒厳しい中にも春の訪れがそこかしこに感じられる頃となりました。各市町村におかれましては、予算議会が控えておりますので、議員の皆様

には健康に十分御留意いただき、ますます御活躍されることを祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

議長（下出謙介君）　それでは、議員任期最後となります定例会に当たりまして、私からも一言、議員の皆様方にお礼を申し上げます。２年間にわたりまして、円滑な議会がスムーズに運営ができましたことについて、改めて私の立場からも厚く御礼を申し上げるところでございます。今後とも一層皆様方の御健勝、御多幸を御祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、令和７年２月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。長時間、御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後　４時００分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

議　　長　　下出　謙介

署名議員　　金子　ゆかり

署名議員　　前田　きみ子